

阿賀野市告示第135号

阿賀野市保育施設整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年5月16日

阿賀野市長 加藤 博 幸

阿賀野市保育施設整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市保育施設整備費補助金交付要綱（平成16年阿賀野市告示第33号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次」を「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（令和5年8月22日付けこ成事第466号。以下「国要綱」という。）」に改め、同条各号を削る。

第3条中「次のとおり」を「国要綱の規定によるもの」に改め、同条各号を削る。

附 則

この告示は、令和7年5月16日から施行し、改正後の阿賀野市保育施設整備費補助金交付要綱の規定は、令和7年4月1日から適用する。